

諸外国法制一覽(アクワイアリングサイド及び国際ブランドに係る規制について)
(なお、情報保護に係る規制については本表の対象外である。)

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
銀行がアクワイアリングを行う場合	<p>規制あり</p> <p>銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、資本要件指令(※1)の中で、銀行の認可制や監督について定められている(調査報告書72頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、通貨金融法典(※7)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書99頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、信用制度法(※9、以下「KWG」という。)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書91頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、2000年金融サービス市場法(※11)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書82頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、連邦又は州の銀行法の中で、免許制や監督について定められており、自らアクワイアリングを行うアクワイアリング銀行のみならず、ノンバンクがアクワイアリングを行う際の提携銀行(下欄参照)についても規制が及ぶ。 もともと、詳細な内容が法令で定められているわけではなく、金融監督機関のガイダンスや監督マニュアル(連邦金融機関検査協議会(FFIEC)「IT検査ハンドブック・小口決済システム」、通貨監督庁(OCC)ハンドブック「加盟店業務(Merchant Processing)」等)が事実上の規範と捉えられている。 (1)アクワイアリング銀行には、自行が行なう加盟店業務及び業務委託先に対する統制の適切性が要求されており、検査において適切性が考慮される事項のうち、悪質加盟店排除に関連するものとして、①新規加盟店の承認プロセス、契約解除手続き、及び加盟店口座の引受ガイドライン(インターネットや電話によるビジネスに対しては、特に注意を払っていることが求められる。)、②インターネットビジネスに関してサイトのコンテンツの正当性を確認するためのテスト、③不正行為の可能性を特定するための、業界標準に沿った経営報告不正利用や資金洗浄を疑う指標(手入力された取引の件数が多い、端数のない取引の件数が多い、端数のない売上額の多発、売上単価の不自然な変動等が挙げられる。)、④不正利用探知のためのアプリケーションの利用、等が挙げられる。 (2)また、アクワイアリング銀行は、国際ブランドのメンバーではない第三者機関(third-party organization)を通じた取引において生じるリスクを適切にコントロールすることが要求されており、①新規に契約する加盟店に対する適切な審査の実施、②第三者機関の国際ブランドへの登録、③各契約当事者(アクワイアラ、第三者機関、加盟店)の関係、役割、責任について明記した加盟店契約の締結、④加盟店に対する適切な監視の実施やリスク軽減措置(準備金の預入などの導入、等)が求められている。 (以上につき、調査報告書57頁～68頁)。</p>
ノンバンクがアクワイアリングを行う場合	<p>規制あり</p> <p>支払サービス指令(Payment Service Directive、以下「PSD」という。※2)において規制が定められており、各EU加盟国は国内法によりこれを実現しなくてはならない。 (1)具体的には、信用機関(credit institution、銀行等を指す。)等以外の者で支払サービスを提供する事業者(payment service provider)は、支払機関(payment institution)としての認可の取得を求められる。認可に際しては、認可国の国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払手段のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、小規模事業者について認可を免除することも許容される。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)各加盟国の指定する監督機関は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、当該決済代行業者等は支払機関の代理人(agent)又は外部委託(outsource)に該当する可能性がある。代理人に該当する場合、支払機関は当該決済代行業者等を代理人として監督機関に登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関は監督機関に外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為については、支払機関に完全な責任を負わせることが求められる。(以上につき、調査報告書72頁～79頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>PSDを国内法化するため、2009年以降、通貨金融法典が順次改正され、PSDに準じた規制が導入された。 (1)具体的には、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての認可の取得を求められる。認可に際しては、国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払手段のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、フランスでは小規模事業者についての認可の適用除外は認めていない。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)ブルーデンス監督・破綻処理庁(Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、以下「ACPR」という。)は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてACPRに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はACPRに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為については、支払機関が完全な責任を負う(以上につき、調査報告書99頁～105頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>ノンバンクによるクレジットカード業務に関しては、2002年に信用制度法が改正され、クレジットカード業務のみを行う事業者も「金融機関」として規制を受けることとなったが、アクワイアリング業務の銀行システムへの影響は小さいと考えられていたために、規制対象となるクレジットカード業務としてはカード発行業務(イシューング)のみが想定されていた。 しかし、2009年には、PSDを国内法化するため、支払監督法(※10、以下「ZAG」という)が制定され、クレジットカード業務を行う事業者に対する規制の根拠法は、KWGからZAGに移行した。この際に、PSDに準じて、規制対象となるクレジットカード業務にアクワイアリングが追加された。 (1)具体的な措置としては、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての免許の取得を求められる。免許に際しては、国内に本社を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払認証手段により開始される支払取引の受入と清算」として支払認証業務に該当し、支払サービスに該当するため、免許制が適用される。 なお、ドイツでは小規模事業者についての免許の適用除外は認めていない。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という)は、免許審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。なお、無免許での支払サービス提供が疑われる場合、BaFinは、裁判所命令を得た上で事業所に立ち入っての捜査を行うことができる。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてBaFinに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はBaFinに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、支払機関は代理人の法令遵守を保証しなければならない。なお、支払機関は代理人の法令遵守についても責任を負う(以上につき、調査報告書91頁～98頁)。</p>	<p>規制あり</p> <p>PSDを国内法化するため、2009年支払サービス規則(※12、以下「PSR」という)が制定され、PSDに準じた規制が導入された。 (1)具体的には、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての認可の取得を求められる。認可に際しては、国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払取引のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、イギリスでは小規模事業者について、認可基準に満たない場合でも、小規模支払機関(small payment institution)としての登録を受けることで、支払サービスの提供を行うことができることとされている。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)金融行為規制機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」という)は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてFCAに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はFCAに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為又は不作為については、支払機関がそれを明示的に許可した場合と同等の責任を負わなければならない(以上につき、調査報告書82頁～90頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)ノンバンクのアクワイアラが業務を行うにあたって、行政による許可等は不要であるが、米国の主要カードネットワークの運用規則において、ノンバンクのアクワイアラがネットワークに参加する際には、他のメンバー銀行(提携銀行(sponsoring bank)と提携することが要求されており、提携銀行を通じての間接的コントロールが想定されている。 (2)なお、ノンバンクのアクワイアラの不正行為については、FTCにより報告徴収や措置命令が行われる可能性がある(以上につき、調査報告書57頁)。</p>

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
決済代行業者等	<p>規制なし</p> <p>(1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。</p> <p>(2)また、PSDは、見直し条項に基づいて改正検討がなされているが、改正案(※3)においては、イシューやアクワイアラー以外にクレジットカード取引に関与する第三者の一部を「支払開始サービス(payment initiation service)」提供事業者として、規制対象に加えることが検討されている(以上につき、調査報告書80頁・81頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。</p> <p>(2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)但し、BaFinは、個々の事業者の業務内容を精査した上で、ZAGに基づく監督対象に該当するか否かの判断を行っており、ビジネスモデルや業務実態によっては、国際ブランドのメンバーではない決済代行業者等であってもアクワイアラーであるとみなされ、支払機関としての規制を受けることがあり得る。</p> <p>なお、決済代行業者等が支払機関にはあたらないと判断された場合であっても、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。</p> <p>(2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。</p> <p>(2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。</p>	<p>規制なし</p> <p>但し、決済代行業者等が業務委託先や第三者機関として活動する場合のアクワイアリング銀行を通じて間接的規制について、銀行がアクワイアリングを行う場合の欄参照。</p>
加盟店	<p>規制なし</p> <p>(1)PSDでは、加盟店は支払の「受取人」(payee)、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。</p> <p>(2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費者保護法制(消費者の権利に関する指令(※4)、不正商慣行指令(※5)等)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書81頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)通貨金融法典では、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。</p> <p>(2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費法典(※8)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書105頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)ZAGでは、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。</p> <p>(2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される民法(BGB)の規定に基づく一般的な消費者保護措置の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書98頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)PSRでは、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。</p> <p>(2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費者保護法制(2008年不正取引からの消費者保護規則(※13)、1979年動産販売法(※14)、1982年動産・役務供給法(※15)等)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書90頁)。</p>	<p>規制なし</p> <p>(1)但し、加盟店審査等がアクワイアリング銀行に対する検査項目となっていることについて、銀行がアクワイアリングを行う場合の欄参照。</p> <p>(2)加盟店の不正行為については、一般的な消費者保護制度の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書57頁～71頁)。</p>
国際ブランド	<p>規制なし</p> <p>但し、EUでは現在、インターチェンジ手数料(カード取引の際にアクワイアラからイシューに支払われる1取引あたりの手数料。)に対する規制の導入に向けた作業が進められており、2013年7月には、「カードに基づく支払取引のためのインターチェンジ手数料に対する欧州議会及び理事会規則に向けた提案(以下「規則案」という。 ※6)」が公表されている。</p> <p>(1)規則案では、国際ブランドが設定するクレジットカードのインターチェンジ手数料の上限を、支払額の0.3%(デビットカードでは0.2%)に制限することが検討されている。</p> <p>(2)また、規則案では「支払カードスキーム」(payment card scheme)に対する規制の導入が提案されており、同規則が施行されれば、国際ブランドも規制対象に入ってくるが見込まれている。支払カードスキームとは、「欧州連合にわたっての、又は加盟国内での支払取引を執行するための一連の規則、慣行、標準及び／又は実施上のガイドラインであり、その運用をサポートするためのインフラストラクチャや支払システムとは別個のもの」と定義されており、国際ブランドのブランドルール等がこれに該当するものと考えられる。</p> <p>(3)規則案では、当該規則を施行するにあたって各加盟国は所管監督機関を指名し、必要な監督権限を与えなければならないと規定している(以上につき、調査報告書110頁～112頁)。</p>	<p>未調査</p> <p>但し、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。</p>	<p>未調査</p> <p>但し、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。</p>	<p>規制あり</p> <p>但し、以下のような規制が検討されている。</p> <p>(1)イギリスでは「2013年銀行改革法(Financial Services (Banking Reform) Act 2013)」(以下、「銀行改革法」という)が成立し、2014年4月には、新たな監督機関として決済システム規制機関(Payment Systems Regulator、以下「PSR」という。)が設立されている。</p> <p>(2)銀行改革法に基づく規制の対象となる決済システムは、財務省(HM Treasury)が個別に指定することとされており、財務省は指定に向けた準備作業を進めてきた。</p> <p>2014年10月～11月には、当初の規制対象として8つの決済ネットワークを指定する件に関してのコンサルテーションが実施され、VisaやmasterCardを規制対象に含めることが提案された。</p> <p>規制対象となるのは、財務省が指定する決済システム(payment system)である。決済システムとは、「1以上の者により、資金の移動を可能にすることを目的とする業務において運営されるシステム」を指し、「他の決済システムを用いた資金の移動を容易にするために設計されたシステム」を含むものとされている。財務省は命令(order)により、規制対象とする決済システムを個別に指定する。規制対象として指定されるのは、システム設計上の欠陥、あるいは運用の中断によって、当該システムの利用者に重大な結果が生じる可能性が高いと財務省が判断した決済システムである。</p> <p>(3)銀行改革法によって導入された決済システム規制は、決済システム及び決済サービスの市場において有効な競争を促進すること、決済システムの発展及び革新を促進すること、決済システムの運用や発展が利用者の利益にかなう形で進むこと、という3点を目的としている(以上につき、調査報告書113頁～116頁)。</p> <p>(4)2015年3月、財務省は、VisaやMasterCard等の8つの決済システムの指定を決定した(※16。なお、American ExpressやDiners Clubについては指定が見送られている。))。</p> <p>(5)また、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。</p>	<p>規制あり(部分的に)</p> <p>(1)国際ブランドは、メンバー銀行に対して決済サービスを提供しているため、銀行に対する技術サービス供給者(technology service provider, TSP)として連邦金融監督機関による検査の対象となっている。また、不法インターネット賭博執行法(※17)に基づくインターネットでの支払取引についての規制、「クレジットカードシステムの運用者(an operator of a credit card system)」としての銀行秘密法(※18)に基づく反資金洗浄規制、対外資本取引規制等が適用される。</p> <p>(2)なお、2010年7月に成立した包括的な金融規制改革法である「ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法」(※19。以下「ドッド・フランク法」という。)により、金融商品・サービスの提供に係る消費者保護の観点から、あるいは決済システムの安定性確保の観点から、連邦政府による国際ブランドの規制を可能にする枠組みが導入された。</p> <p>①具体的には、新たに設立された消費者金融保護局(Consumer Financial Protection Bureau。以下「CFPB」という。))による規制については、その規制対象についてCFPBが指定することになっており、仮にクレジットカードが指定されると、国際ブランドがCFPBの規制・監督を受ける可能性があるが、2015年2月現在、そのような指定はなされていない。</p> <p>②また、金融安定監督評議会(Financial Stability Oversight Council。以下「FSOC」という。)が「システムミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティ」として指定した者は、いずれかの連邦金融監督機関による監督を受けることとされており、金融機関間の決済ネットワークの管理運用を行う国際ブランドは、この指定を受ける可能性があるが、2015年2月現在、そのような指定はなされていない(以上につき、調査報告書106頁～109頁)。</p>

出典：「経済産業省委託調査／平成26年度商取引適正化・製品安全に係る事業(クレジット産業の健全な発展及び安全利用等)に向けた調査研究」《最終報告書》(平成27年2月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) (本表において「調査報告書」という。)を基に事務局作成。

法令等：

EU：※1 DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directive 2006/48/EC and 2006/49/EC

※2 DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/85/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

※3 European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Payment Service in the Internal Market and Amending Directives 2002/65/EC, 2013/36/EU and 2009/110/EC and repealing Directive 2007/64/EC” (24 July 2013).

※4 Directive on Consumer Rights, 2011/83/EC

※5 Directive on Unfair Business-to-Consumer Commercial Practices, 2005/29/EC

※6 European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Interchange Fees for Card-Based Payment Transactions” 2013/0265 (COD) (24. 7. 2013).

仏：※7 Code Monétaire et Financier

※8 Code de la consommation

独：※9 Kreditwesengesetz

※10 Zahlungsdienste- aufsichtsgesetz

英：※11 Financial Services and Markets Act 2000

※12 Payment Services Regulations 2009

※13 Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008

※14 Sale of Goods Act 1979

※15 Supply of Goods and Services Act 1982

※16 Designation of payment systems : response to the consultation (HM Treasury, March 2015)

米：※17 Unlawful Internet Gambling Enforcement Act

※18 Bank Secrecy Act

※19 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act